

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月28日
【会社名】	カーリットホールディングス株式会社
【英訳名】	Carlit Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 出口 和男
【本店の所在の場所】	東京都中央区京橋1丁目17番10号（ 1 ）
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【最寄りの連絡場所】	日本カーリット株式会社 東京都千代田区神田和泉町1番地
【電話番号】	日本カーリット株式会社 東京（5821）2020（代表）
【事務連絡者氏名】	日本カーリット株式会社 執行役員管理本部副本部長兼経理部長 柴田 良明
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	14,950,847,011円（ 2 ）
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

- (注) 1 カーリットホールディングス株式会社は、本訂正届出書提出日現在において、未成立であるため、上記〔本店の所在の場所〕は未確定であり、本店所在予定地を記載しております。
- 2 本訂正届出書提出日現在において未確定であるため、日本カーリット株式会社の平成25年3月31日現在における株主資本の額（簿価）を記載しております。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成25年6月27日開催の日本カーリット株式会社の定時株主総会の決議事項が決議され、日本カーリット株式会社が平成25年6月28日付で関東財務局長に金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書を提出したことに伴い、平成25年6月11日付で提出いたしました有価証券届出書及び平成25年6月27日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第二部 組織再編成（公開買付け）に関する情報

第1 組織再編成（公開買付け）の概要

6 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利

1 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い  
買取請求権の行使の方法について

7 組織再編成に関する手続

3 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

第五部 組織再編成対象会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項

(1) 組織再編成対象会社が提出した書類  
臨時報告書

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第二部【組織再編成（公開買付け）に関する情報】

### 第1【組織再編成（公開買付け）の概要】

#### 6【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

##### 1．組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

（訂正前）

買取請求権の行使の方法について

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同条第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

（訂正後）

買取請求権の行使の方法について

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが会社法第806条第4項の公告を行った平成25年6月28日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（後略）

#### 7【組織再編成に関する手続】

##### 3．組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法

（訂正前）

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが、上記定時株主総会の決議の日（平成25年6月27日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知又は同第4項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（訂正後）

日本カーリットの株主が、その有する日本カーリットの普通株式につき、日本カーリットに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、平成25年6月27日開催の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨を日本カーリットに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、日本カーリットが、会社法第806条第4項の公告を行った平成25年6月28日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

## 第五部【組織再編成対象会社情報】

### 第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社が提出した書類】

【臨時報告書】

(訂正前)

該当事項はありません。

(訂正後)

の有価証券報告書提出後、本届出書の訂正届出書提出日（平成25年6月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき臨時報告書を平成25年6月28日関東財務局長に提出。